吸収合併に係る事後開示書面

（会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく事後開示書面）

2026 年 9 月 30 日

株式会社ウェッジホールディングス

2026年9月30日

吸収合併に係る事後開示書面

東京都江東区南砂二丁目36番10号
株式会社ウェッジホールディングス
代表取締役　田代　宗雄

株式会社ウェッジホールディングス（以下「当社」といいます。）は、樹想新社株式会社（東京都江東区南砂二丁目36番10号）との間で締結した2026年8月25日付吸収合併契約に基づき、2026年9月30日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、樹想新社株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行いました。本件吸収合併に関する会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく開示事項は、下記のとおりです。

記

１．吸収合併が効力を生じた日
2026年9月30日

２．吸収合併消滅会社における次に掲げる事項

イ．会社法第784条の2の規定による請求に係る手続きの経過
会社法第784条の2の規定に基づき本件吸収合併をやめることを請求した吸収合併消滅会社の株主は存在しませんでした。

ロ．会社法第785条及び会社法第787条の規定並びに会社法第789条の規定による手続きの経過

① 会社法第785条の規定による手続きの経過
吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当はありません。

② 会社法第787条の規定による手続きの経過
吸収合併消滅会社は新株予約権を発行しておりません。

③ 会社法第789条の規定による手続きの経過
吸収合併消滅会社は、会社法第789条の規定に基づき、2026年8月25日付で債権者に対し本件吸収合併に関する催告を行うとともに、同月28日付で官報公告を行いましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

3．吸収合併存続会社における次に掲げる事項

イ．会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過

本件吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき行われているため、当社の株主は会社法第 796 条の 2 に基づく合併差止請求権は有しておりません。

ロ．会社法第 797 条及び会社法第 799 条の規定による手続きの経過

① 会社法第 797 条の規定による手続きの経過

本件吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき行われているため、当社の株主は会社法第 797 条の規定に基づく反対株主の株式買取請求権は有しておりません。また、会社法施行規則第 197 条の規定により定まる数の株式を有する株主から本件吸収合併に反対する旨の通知はありませんでした。

② 会社法第 799 条の規定による手続きの経過

当社は、会社法第 799 条の規定に基づき、2026 年 8 月 28 日付の官報及び電子公告により、異議申述公告を行いましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

4．吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、資産・負債及びその他の権利義務一切を承継しました。

5．会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

別紙のとおりです。

6．本吸収合併による変更登記をした日

2026 年 10 月 9 日

7．前各号に掲げるもののほか本件吸収合併に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以　上

吸収合併に係る事前開示書類

（存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社計算規則第 191 条に基づく事前開示書面）
（消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社計算規則第 182 条に基づく事前開示書面）

2026 年 8 月 28 日

株式会社ウェッジホールディングス

樹想新社株式会社

2026 年 8 月 28 日

吸収合併に係る事前開示書類

（存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社計算規則第 191 条に基づく事前開示書面）
（消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社計算規則第 182 条に基づく事前開示書面）

東京都江東区南砂二丁目 36 番 10 号
株式会社ウェッジホールディングス
代表取締役　田代　宗雄

東京都江東区南砂二丁目 36 番 10 号
樹想新社株式会社
代表取締役　此下　竜矢

株式会社ウェッジホールディングス（以下「存続会社」といいます。）は、2026 年 8 月 25 日付けで樹想新社株式会社（以下「消滅会社」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2026 年 9 月 30 日を効力発生日として、吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うこととしました。

本吸収合併に関し、会社法第 794 条第 1 項及び会社計算規則第 191 条並びに会社法第 782 条第 1 項及び会社計算規則第 182 条に定まる事項は下記のとおりです。

１．吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおりです。

２．会社対価の相当性に関する事項

本吸収合併は、完全親子会社間の合併につき、合併の対価の交付はありません。

３．消滅会社の新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

４．計算書類等に関する事項

（１） 存続会社

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基

づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

② 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

（２） 消滅会社

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙２のとおりです。

② 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

５．吸収合併が効力を生ずる日以後における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生後の存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

したがって、本吸収合併後における存続会社の債務について履行の見込みがあるものと判断します。

６．事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以　上

別紙１



吸収合併契約書

株式会社ウェッジホールディングス（以下「甲」という。）及び樹想新社株式会社（以下「乙」という。）は、乙を甲に吸収合併させることに関し、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（吸収合併）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、乙を甲に吸収合併（以下「本合併」という。）させるものとする。甲を吸収合併存続会社（以下「存続会社」という。）とし、乙を吸収合併消滅会社（以下「消滅会社」という。）とする。

消滅会社は、本合併により解散するものとし、存続会社は、効力発生日（第３条に定義する。）をもって、消滅会社の資産、負債及び権利義務の全部を承継する。

第２条（当事会社の商号及び住所）

本契約における当事会社の商号及び本店の所在地は、次のとおりである。

（1）存続会社　商号　株式会社ウェッジホールディングス

本店　東京都江東区南砂二丁目36番10号

（2）消滅会社　商号　樹想新社株式会社

本店　東京都江東区南砂二丁目36番10号

第３条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和８年９月30日とし、本合併は同日午前０時をもってその効力を生ずるものとする。

ただし、本合併に係る手続の進行上必要がある場合その他やむを得ない事由がある場合には、甲及び乙は、協議の上、これを変更することができる。この場合においても、変更後の効力発生日は、令和８年９月30日より後の日としないものとする。

第４条（合併に際して交付する株式等）

甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、本合併に際して、消滅会社の株主に対

し、株式その他の財産の交付は行わない。

第５条（存続会社の資本金及び剰余金の額）

存続会社は、本合併により資本金、資本準備金、利益準備金その他の剰余金の額を増加させないものとする。

第６条（合併契約の承認）

本合併は、消滅会社については会社法第784条第１項の規定により、存続会社については同法第796条第２項の規定により、それぞれ株主総会の承認を得ないで行う。

ただし、会社法第796条第３項各号のいずれかに該当することとなった場合その他法令上株主総会の承認を要することとなった場合には、甲は速やかに株主総会を招集し、本契約の承認を求めるものとする。

第７条（債権者保護手続）

甲及び乙は、本合併につき、会社法第789条及び第799条の規定に従い、それぞれ債権者保護手続（公告及び知れている債権者に対する各別の催告又はこれに代わる措置）を行うものとする。

第８条（効力発生日までの善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、それぞれ善良な管理者の注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び保全を行うものとし、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為をしようとするときは、あらかじめ甲乙協議の上、これを行うものとする。

消滅会社は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、通常の業務の範囲を超える財産の処分、新たな債務の負担その他会社の財産に重大な影響を及ぼす行為を行わないものとする。

第９条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、その他本合併の目的の達成が困難

別紙１

となったときは、甲及び乙は、協議の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 10 条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び本契約の各条項の解釈に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上、これを決定する。

本契約成立の証として、甲及び乙は、以下の各号に定める事項のいずれかを行う。

（1）本契約の原本となる電磁的記録を制作し、甲及び乙が合意の後、電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管すること。

（2）本契約の原本を 2 通作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自 1 通を保有すること。

令和 8 年 8 月 25 日

甲（存続会社）　東京都江東区南砂二丁目 36 番 10 号

株式会社ウェッジホールディングス

代表取締役社長　田代　宗雄　　印

乙（消滅会社）　東京都江東区南砂二丁目 36 番 10 号

樹想新社株式会社

代表取締役　此下　竜矢　　印

別紙２

（ 第 3 期 ）

決 算 報 告 書

自　令 和 6 年 10 月 1 日
至　令 和 7 年 9 月 30 日

樹 想 新 社 株 式 会 社

東京都江東区南砂２－３６－１０
光 陽 ビ ル 3 F

別紙２

樹想新社株式会社

貸　借　対　照　表

（令和7年 9月30日現在）

（単位:円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	【24,311,751】	**流動負債**	【3,816,612】
1111 現金及び預金	18,732,407	2010 買掛金	0
1011 売掛金	4,950,000	2020 短期借入金	0
1020 商品	0	2021 関係会社短期借入金	0
1022 仕掛品	0	2040 未払金	1,334,943
1025 制作出資金	0	2046 リース債務（流動）	0
1031 関係会社貸付金	0	2048 未払利息	0
1040 前払費用	17,598	2060 未払法人税等	0
1060 仮払金	0	2070 未払消費税	2,145,500
1070 立替金	252,946	2080 前受金	0
1080 未収金	0	2090 仮受金	138,319
1082 未収利息	0	2100 預り金	197,850
1100 未収還付法人税等	358,800	2122 返品調整引当金	0
1130 貸倒引当金（短期）	0	2125 未払配当金	0
		固定負債	P
		2161 関係会社長期借入金	0
		負債合計	**3,816,612**
固定資産	【247,334】	**純資産の部**	
有形固定資産	()	**株主資本**	【20,742,473】
1200 建物附属設備	0	9090 資本金	10,000,000
1201 付属設備減価累計額	0	資本剰余金	()
1220 工具器具備品	0	9191 資本準備金	0
1221 工具備品減価累計額	0	その他資本剰余金	()
1224 建物	0	9192 資本金等減少差益	0
1225 建物減価償却累計額	0	9194 その他資本剰余金	0
	0	9893 繰越利益剰余金	10,742,473
無形固定資産	247,334		
1310 ソフトウェア	247,334	9894 自己株式	0
投資その他の資産	()		
1400 子会社株式	0	9199 新株予約権	0
1420 出資金	0		
1431 関係会社長期貸付金	0		
1440 差入保証金	0		
1441 敷金	0		
1453 長期未収入金	0		
1454 破産更生債権	0		
1470 貸倒引当金（長期）	0		
1480 関係会社投資損失引当	0		
		純資産合計	**20,742,473**
資産合計	**24,559,085**	**負債・純資産合計**	**24,559,085**

別紙２

樹想新社株式会社

損益計算書

（自 令和6年10月 1日～至 令和7年 9月30日）

（単位 ： 円）

科目		金額	
	[売上高]		
13000	売上高	54,000,000	54,000,000
	[売上原価]		
4700	期首商品棚卸高	0	
4710	商品仕入高	0	
4720	分配原価	0	
4728	手数料原価	0	
4750	返品調整引当金繰入	0	
14000	当期製品製造原価	51,286,586	
4780	期末商品棚卸高	0	51,286,586
	売上総利益		2,713,414
	[販売費及び一般管理費]		1,517,267
	営業利益		1,196,147
	[営業外収益]		
6000	受取利息	231,235	
6020	雑収入	117	
6026	為替差益	0	231,352
	[営業外費用]		
6100	支払利息	146,135	
6110	新株発行費	0	
6130	雑損失	0	
6138	為替差損	0	
6140	貸倒引当繰入(営業外)	0	
6150	(営業外費用)その他	0	146,135
	経常利益		1,281,364
	[特別利益]		0
7090	**その他の特別利益**	0	
	[特別損失]		0
7100	貸倒引当繰入(特損)	0	0
7190	その他の特別損失	0	
	税引前当期純利益		1,281,364
8000	法人税、住民税及び事業税		△ 104,586
	当期純利益		1,385,950

別紙２

樹想新社株式会社

販売費・一般管理費

（単位: 円）

科目	金額	
[販売費及び一般管理費]		
5000 役員報酬	0	
5010 給与	0	
5011 雑給	0	
5020 賞与	0	
5025 通勤手当	0	
5030 法定福利費	0	
5040 福利厚生費	0	
5041 株式報酬費用	0	
5050 消耗品費	0	
5054 新聞図書費	0	
5056 教育費	0	
5057 採用費	0	
5060 地代家賃	0	
5070 賃借料	0	
5071 リース料	0	
5073 保険料	0	
5075 修繕費	0	
5080 旅費交通費	0	
5082 会議費	0	
5090 交際費	0	
5100 支払手数料	1,432,467	
5103 荷造運賃	0	
5110 水道光熱費	0	
5120 通信費	0	
5130 広告宣伝費	0	
5135 諸会費	0	
5140 租税公課	0	
5150 減価償却費	0	
5153 無形資産償却費	84,800	
5170 貸倒引当金繰入(営業)	0	
5300 雑費	0	
販売費及び一般管理費 計		1,517,267

別紙２

樹想新社株式会社

製造原価報告書

（自 令和6年10月 1日～至 令和7年 9月30日）

（単位 ： 円）

科目		金額	
	［外 注 費］		82,650
4500	外注加工費	82,650	
	［労 務 費］		46,052,417
4100	給料	34,036,298	
4102	雑給	1,445,128	
4103	賞与	2,390,000	
4105	通勤手当	1,763,930	
4107	法定福利費	6,363,008	
4108	福利厚生費	54,053	
	［経 費］		5,151,519
4200	消耗品費	485,936	
4205	地代家賃	3,444,948	
4210	賃借料	0	
4215	保険料	0	
4220	修繕費	0	
4225	減価償却費	0	
4230	旅費交通費	130,944	
4235	通信費	296,515	
4250	水道光熱費	369,250	
4255	運賃	1,119	
4265	租税公課	0	
4270	接待交際費	58,524	
4271	会議費	176,844	
4285	リース料	0	
4290	原稿作成資料費	187,439	
4490	雑費	0	
	当期総製造費用		51,286,586
4600	期首仕掛品棚卸高		0
4610	期末仕掛品棚卸高		0
6999	**当期総製造費用**		51,286,586

別紙２

株主資本等変動計算書

（自 令和6年10月 1日～至 令和7年 9月30日）

（単位:円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	新株予約権	純資産合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
前期末残高	10,000,000	0	0	0	9,356,523	9,356,523	0	19,356,523	0	19,356,523
当期純利益				0	1,385,950	1,385,950		1,385,950		1,385,950
				0		0		0		0
				0		0		0		0
				0		0		0		0
				0		0		0		0
株主資本以外の項目の当期純変動額									0	0
当期変動額合計	0	0	0	0	1,385,950	1,385,950	0	1,385,950	0	1,385,950
当期末残高	10,000,000	0	0	0	10,742,473	10,742,473	0	20,742,473	0	20,742,473

別紙２

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品：個別法による原価法を採用しております。（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産（リース資産以外）

ソフトウェア：定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間（５年以内）による定額法を採用しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号　2018 年３月 30 日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号　2018 年３月 30 日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式により処理しております。

（株主資本等変動計算書に関する注記）

事業年度の末日における発行済株式の総数　200 株